

記入例

(社会福祉協議会、身体障がい者福祉協会共通)

寄付金に関する覚書 (社会福祉協議会)

日付は空欄でよい

小美玉市(以下「甲」という。)と●●●●●(以下「乙」という。)は、令和 年 月
日付締結の公有財産賃貸借契約に基づき、乙が下表において設置する寄付機能付自動販売機
(以下「自動販売機」という。)による寄付金に関し、次のとおり覚書を締結する。

契約	物件番号	財産名称	設置場所
○	小川総合支所 2	小川総合支所	1階 ロビー

※契約欄に○を記入されたものが、乙が設置する自動販売機である。

該当するものに○

第1条 (寄付金の額)

乙は、自動販売機による売上額のうち10%(相当額)以上を、社会福祉に対する寄付金として、小美玉市社会福祉協議会(以下「社会福祉協議会」という。)に支払うものとする。

第2条 (寄付金の支払方法)

前条の寄付金については、乙と社会福祉協議会が別途締結する覚書に基づき、乙から社会福祉協議会に直接支払うものとし、それに伴う手数料等は乙の負担とする。

第3条 (覚書の有効期間)

本覚書の有効期間は、本覚書締結日から令和13年3月31日までとする。

この覚書の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

日付は空欄でよい

令和 年 月 日

小美玉市堅倉835番地

甲

小美玉市長 島田幸三

○○市○○

●●●●●

代表取締役 ○○ ○○

あらかじめ支店等に委任する場合は、委任先の内容で作成すること。

◎作成における注意点

- 1 覚書は(社会福祉協議会)分と(身体障がい者福祉協会)分を乙欄に記名押印の上、2部ずつ提出すること。ただし、申込する入札物件の寄付先が、社会福祉協議会のみの場合は(社会福祉協議会)分のみを、身体障がい者福祉協会のみの場合は(身体障がい者福祉協会)分のみを作成すればよい。
- 2 日付欄は、公有財産賃貸借契約書の締切日を後日記入する。
- 3 表中の契約欄は、入札結果に基づき市側で記入する。
- 4 覚書は公有財産賃貸借契約の締結に合わせ、甲側押印のうえ1部を返送する。